

地域が主役のまちづくり
健康増進センター ☎049-252-3771
地域サポーターの紹介



ながほりあつこ
長堀厚子さん(南畑在住)

食生活改善推進員協議会
なんばたグループ

食を通じて地域を元気に

食生活改善推進員協議会(通称食改)は、私達の健康は私達の手でをスローガンに全国的に組織されたボランティア団体です。富士見市では、現在7つのグループがあり、地域ごとに活動しています。私はなんばたグループに所属し、「健康づくり料理講習会」(P29参照)で健康レシピを紹介したり、なんばたグループの担当する「鶴瀬学級お料理クラブ」での活動も、地域の方との交流になり楽しいひと時になっています。

今年3月にはなんばたグループとして初めて「南畑ふるさとまつり」に出店しました。販売品は一昨年被災地交流として東松島市に訪問した時に、た



活動のようす

くさん焼いてお土産に持って行ったカステラです。食改が得意のカステラですが、私は初めて焼いたので何回も試作を重ね、大変苦労をしました。新鮮な卵とはちみつで焼き上げたカステラは、好評のうちに完売することができました。

食改の活動に参加してから5年目になり、ともすると簡単になりがちな我が家の食卓ですが、減塩、低カロリー、1日350gの野菜と肝に銘じ、日々台所に向かっていきます。

ピアザ☆ふじみの4階には、食育推進室も設置され、今後ますます出番の多くなる食改ですが、何よりも楽しく、地域の方たちと交流しあいながら、広く市民の方々に「健康レシピ」を伝えていきたいと思っています。

みんなの知りたい、聞きたい Q & A
皆さんから、よくある疑問質問についてお答えします。

Q 富士見市の住民税(市・県民税)は、ほかの市に比べて高いのでは？

A 富士見市の住民税は、地方税法に定められた標準税率に基づいて計算しています。県内では標準税率以外の税率を採用している市区町村はありませんので、所得や控除内容が同じであれば、県内どこでも同じ税額になります(平成27年4月1日現在)。

Q 昨年、会社を退職し、それ以来収入がありません。なぜ納税通知書が届いたのですか？

A 住民税は、前年の1~12月までの所得に基づいて算出されますので、今現在収入がなくても、前年中の所得に対して課税されます。※平成27年度の住民税の課税は平成26年1月1日~12月31日までにあった所得に対しての課税となります。

Q 私はパート勤務で、夫の扶養に入っているのに納税通知書が届きました。なぜですか？

A 給与収入(パート収入)のみの方

は、収入が103万円以下であれば、扶養に入ることができます。また、所得税は控除の有無に関わらず非課税となります。

しかし、住民税は給与収入が9万5千円を超えると年間5千円の均等割が課税され、100万円を超える所得割の課税対象となります。そのため、被扶養者であっても住民税が課税となることがあります。

Q 現在、富士見市に住んでいるのに、ほかの市区町村から、納税通知書が届きました。なぜですか？

A 住民税は、1月1日にお住まいの市区町村で全額課税されます。したがって、1月1日にほかの市区町村に住んでいた方が、2月に富士見市へ転入しても、当該年度の住民税は全額転入前の市区町村へ納めていただくことになります。逆に富士見市へ納める必要はありません。

問合せ/税務課市民税係 ☎349-352

